



令和5年8月9日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料 (第3報)

台風6号に伴う国道10号^{りゅうがみずちく}竜ヶ水地区の通行止めについて

令和5年8月9日 6時00分

令和5年8月9日7時00分より、国道10号沿岸部においては、台風6号接近に伴い、越波により通行に支障があるため、次の区間について全面通行止めを行います。

道路のご利用にあたっては、最新の気象情報や交通情報を確認して頂くとともに、不要不急の外出はお控えください。

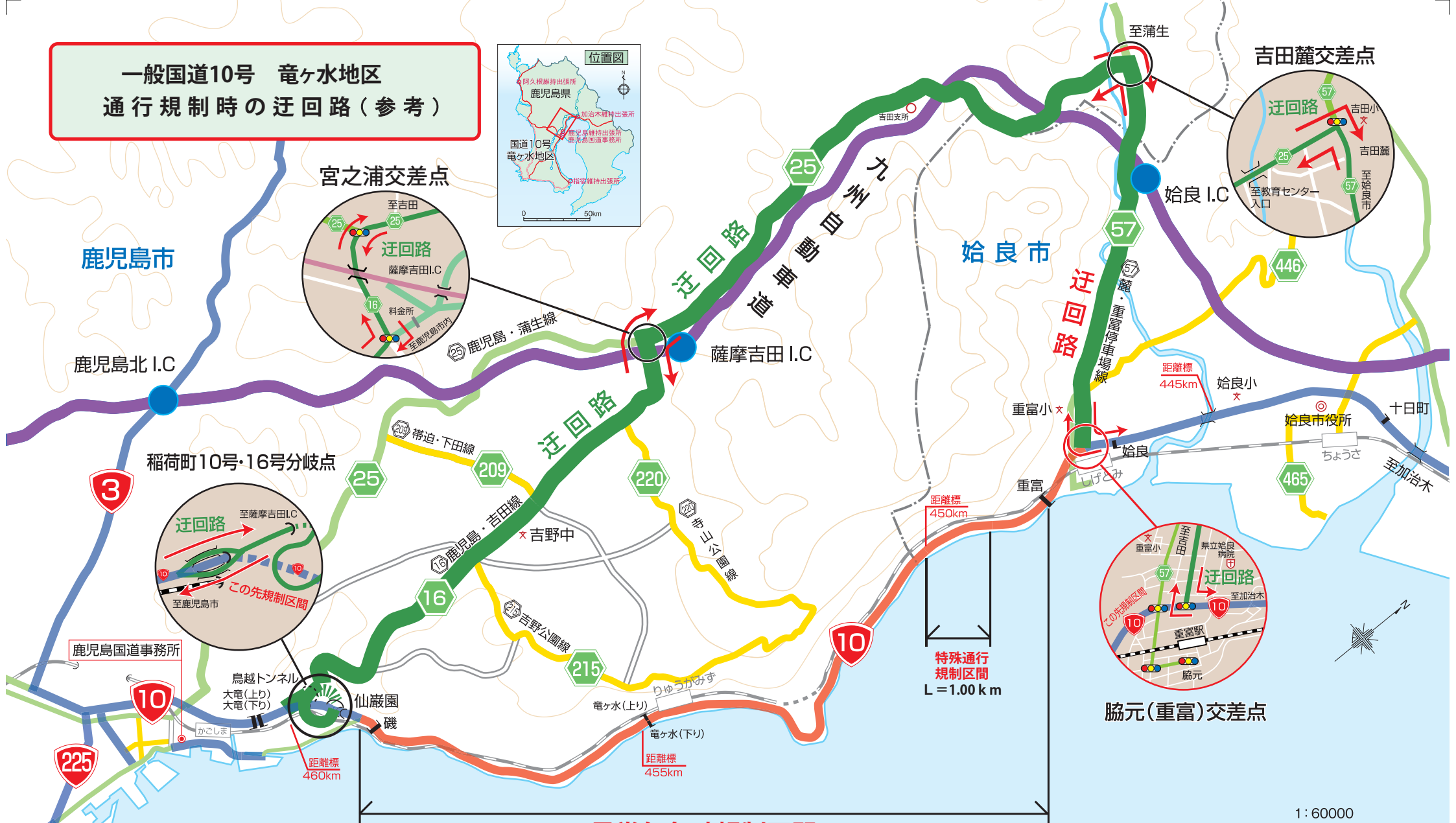
【通行止め区間】

- ・国道10号 ^{あいらししげとみ} 始良市重富～^{かごしましよしのちょういそ} 鹿児島市吉野町磯（延長11.3km）
〈規制区間については別図のとおり〉

* やむを得ず外出する際の迂回路につきましては、別図を参考にしてください。

問 い 合 わ せ 先		
国土交通省	九州地方整備局	鹿児島国道事務所
技術副所長	^{やまぐち} 山口	^{みつはる} 光治
計画課長	^{なかしま} 中島	^{たかひろ} 貴弘
TEL : 099-216-3111 (代表)		

一般国道10号 竜ヶ水地区 通行規制時の迂回路（参考）



加治木維持出張所	0995-63-2321
鹿児島維持出張所	099-228-6111

種別	路線名	規制区間	延長	通行止規制条件	危険内容	担当出張所
異常気象時通行規制区間	10号	鹿児島県始良市重富～鹿児島県鹿児島市吉野町磯	11.3km	連続雨量が200mmに達した場合	法面崩壊	加治木維持出張所 鹿児島維持出張所
特殊通行規制区間	10号	鹿児島県始良市白浜～鹿児島県始良市白浜	1.0km	越波があり通行が危険と判断される場合	波浪	加治木維持出張所



道路情報板



距離標



距離標

凡例			
	異常気象時通行規制区間		一般県道
	距離標		道路情報板
	迂回路		市役所・支所
	国道		小・中・高等学校
	主要地方道		

1:60000
1000m 0 1km